

コンテスト規程

(目的)

第1条 この規程は、連盟が主催して行うコンテストに関する基本的事項について定めることを目的とする。

(コンテストの種類等)

第2条 連盟の主催するコンテストの種類、目的及び開催日時は、次のとおりとし、毎年実施する。

名 称	目 的	開 催 日 時
(1) QSO パーティ	アマチュア局相互の新年の挨拶と親睦をはかるため	1月2日9時から1月3日21時まで
(2) ALL JA コンテスト	国内アマチュア局の友好を高めるため	4月の最終日曜日の前日の21時00分から最終日曜日の21時00分まで
(3) 6m AND DOWN コンテスト	50MHz 帯以上の電波の周波数の電波伝搬を調査するため	7月の第1土曜日の21時から翌日の15時まで
(4) フィールドデューコンテスト	野外へ移動して運用するアマチュア局との交信をはかるため	8月の第1土曜日の18時から翌日の12時まで
(5) ALL ASIAN DX コンテスト	アジアにあるアマチュア局と他の5大州にあるアマチュア局との間の交信をすすめるため	電信部門：6月の第3土曜日00時(UTC)から翌日24時まで 電話部門：9月の第1土曜日00時(UTC)から翌日24時まで
(6) 全市全郡コンテスト	国内の市、郡及び区にあるアマチュア局との交信をはかるため	10月第2月曜日の前々日の21時から前日の21時まで

2 前項に掲げるもの以外に臨時のコンテスト等を開催することができる。

(コンテスト規約)

第3条 前条に規定する各コンテストの規約は、コンテストの種類ごとに定める。

2 前項の規約の制定又は改廃は、理事会において行うものとする。

3 専務理事は、第1項の規約の制定又は改廃を理事会に付議しようとするときは事前に第4条に定めるコンテスト委員長と協議するものとする。

(委員会)

第4条 コンテストに関する理事会の諮問に応ずるため及び事務局のコンテスト業務を援助するために連盟にコンテスト委員会を置く。

2 前項の委員会の設置及び運営に関しては別に定める。

(コンテストの審査)

第5条 コンテストの審査は、当該コンテスト規約に基づき、事務局がコンテスト委員会の援助を得て行う。

2 提出されたログシートの交信局又は受信局のコールサイン等について審査の結果、明らかに虚偽の記載がされていると認められるときは、失格とする。

(コンテストの結果)

第6条 コンテストの審査を完了したときは、その結果について委員長と専務理事が協議し参加者の順位を決め、失格には理由を付して、連盟の機関誌及び Web サイトに発表する。

(異議の申立)

第7条 前条のコンテストの結果について異議がある者は、異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立は、異議を申立てる者(以下「申立者」という。)が、結果の発表があった日から20日以内に、申立者のコールサイン、住所、氏名及びコンテスト規約に違反する事実を文書に明記し、かつ、違反の事実を証明する資料を添え事務局に提出するものとする。

3 異議の申立にあたり申立者から当該異議にかかる局(以下「被申立局」という。)の提出した書類の閲覧の申出があったときは、これを認めることができる。

(再審査)

第8条 事務局は、異議の申立を受理したときは被申立局から提出された申請書類について、申立事項に照らし申立事実の有無又は妥当か否かを再審査するものとする。

2 前項の再審査の結果、異議申立の事実が妥当でないと認められたときは、当該異議申立は却下し、その旨及び再審査結果を申立者に通知するものとする。

3 再審査の結果、異議申立の事実には誤りがないと認められるとき又は事実の正否判定が困難と認められるときは、被申立局に対し同局の提出した申請に関し異議申立のあった旨及び異議事実並びに10日以内に異議申立に対する弁明書を事務局に提出するよう通知するものとする。

4 前項の弁明書の提出があったときは、事務局は直ちに審査し、その結果弁明が妥当と認められるときは第2項に準じて処理し、弁明が妥当でないと認められたときは、妥当と認められない理由を付し10日以内に再度弁明書の提出を要求するものとする。

(裁定)

第9条 前条第3項又は第4項により提出された弁明書が妥当と認められるときは、申立者に対し異議申立が成立しない旨を文書をもって通知するものとし、弁明書の提出がないとき又は提出された弁明書が妥当と認められない場合は、被申立局の申請は無効とし、同局の失格及びこれにより生じた入賞順位の変更を連盟の機関誌及び Web サイトに掲載するものとする。

第10条 第5条第2項及び第9条の規定により失格となった局は、その失格の日から3年間第2条に規定するコンテストに参加しても入賞を認めないものとする。

第11条 第5条第2項により失格となった局には、失格理由を文書にて通知するものとし、結果の発表があった日から20日以内に失格理由に対する抗弁書を事務局に提出できるものとする。

2 抗弁書の提出があったときは、第8条第4項の弁明者に準じて処理し、第9条を準用する。

(表彰)

第 12 条 会長は、コンテストに参加した者のうち、コンテスト委員会が年間を通じて、コンテストの成績が優秀であると認めた者に対し表彰規程第 3 条第 4 項の規定に基づき表彰することができる。

(入賞)

第 13 条 コンテストの入賞者に対し賞状等を贈るものとする。ただし、連盟の会員に限るものとする。

2 前項の賞状等の贈呈は、別に定める場合及び ALL ASIAN DX コンテストについては適用しないものとする。

3 連盟の登録クラブの構成員がコンテスト (QS0 パーティ及び第 2 条第 2 項のコンテスト等を除く。)に参加した場合には、その申し出により参加したコンテスト別、かつ、クラブごとにその得点を集計して順位を決定し、年間の総合順位が第 1 位のクラブには賞状及び楯、また、登録クラブの種別ごとに年間の第 1 位 (前記の表彰クラブを除く。)から第 3 位までのクラブ及び高等学校 (中等教育学校を含む)において結成されたクラブの年間の第 1 位のクラブには、賞状を贈るものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 2 月 26 日から施行する。(第 3 回理事会決定)

平成 24 年 2 月 26 日 改正 第 2 条第 1 項の(2) 開催日時

附 則

この改正規程は、平成 25 年 9 月 28 日から施行する。(第 13 回理事会決定)

平成 25 年 9 月 28 日改正 第 6 条、第 9 条、第 11 条

附 則

この改正規程は、平成 27 年 2 月 22 日から施行する。(第 21 回理事会決定)

平成 27 年 2 月 22 日改正 第 2 条

附 則

この改正規程は、平成 27 年 11 月 28 日から施行する。(第 25 回理事会決定)

平成 27 年 11 月 28 日改正 第 13 条